



海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月7日

海老名市長

内 務 課



海老名市条例第30号

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

海老名市学校給食費に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「56,900円」を「59,675円」に、「68,400円」を「73,800円」に改める。

別表小学校の項中「56,900円」を「59,675円」に改め、同表中学校の項中「68,400円」を「73,800円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



海老名市告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに海老名市に意見書を提出することができる。

令和7年10月7日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

海老名市今里三丁目、大谷北二丁目、大谷南三丁目、上今泉二丁目、上郷一丁目、杉久保北二丁目及び杉久保南二丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年10月7日から10月21日まで